

令和6年度 スクールカウンセラー活用事業実施要項

神戸市教育委員会

1 趣 旨

暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等は依然として憂慮すべき状況にあり、昨今、いじめが背景事情として認められる生徒の自殺事案など、子供の生命・身体の安全が損なわれる事案が発生している。

最近の傾向として、児童生徒がストレスや不安から衝動的に行動を起こしたり、逆に誰にも相談できずに一人で抱え込んだりする事例が見られる。

そこで、こうした問題行動や不登校等の未然防止や早期発見・早期解決を図るため、「心の専門家」であるスクールカウンセラー（以下ＳＣ）を全神戸市立小中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に配置する。

2 配置方式

- ・小中学校・義務教育学校・高等学校には、月４回派遣のＳＣを配置する。
- ・支援学校には、月２回派遣のＳＣを配置する。

3 職務内容

ＳＣは、教育委員会の指揮監督の下に概ね次の職務を行うとともに、教育委員会が開催する研修会等に参加し、資質の向上に努めるものとする。

○スクールカウンセラー

- (1) 児童生徒へのカウンセリング及び心の健康づくりに関する教育プログラムの実施
- (2) カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助・講話
- (3) 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
- (4) 重大な事件・事故等の発生時に児童生徒、保護者、教職員へのケア
- (5) ハラスメントなどの問題に関する教職員への助言・援助
- (6) その他児童生徒のカウンセリング等に関し各学校が適当と認めるもの

○スクールカウンセラー・スーパーバイザー

ＳＣの内、上記の職務に加え、次の職務を行うスーパーバイザーを置くものとする。

- (1) 神戸市立の学校に配置したＳＣの指導助言等
- (2) 神戸市立の学校等において、必要に応じて児童生徒等の心のケアに係る支援活動
- (3) 青少年育成センター及び分室（くすのき教室）に通級する児童生徒の心のケアに係る支援活動等

<令和6年度スクールカウンセラー配置校連絡協議会>

第1回：4月中旬 第2回：12月上旬 ※要出席

<令和6年度スクールカウンセラー研修会>

各学期1回、年間3回実施のうち、1回以上、要参加 ※日時未定

4 研究課題の設定

配置校においては、学校等の実情に応じ、ＳＣ等を活用した生徒指導体制の充実及び教員の資質能力の向上等に関する課題を設定する。

- (1) 学校における児童生徒の問題行動等の状況に応じた効果的なＳＣ等の活用方法
- (2) ＳＣ等の効果的な生徒指導体制における位置付け、養護教諭等との役割分担、教職員との連携、教職員に対する助言・援助の在り方
- (3) 教員研修におけるＳＣ等の活用の在り方
- (4) ＳＣ等を活用した家庭、地域社会、関係機関との効果的な連携、保護者に対する助言・援助の在り方
- (5) ＳＣ等の守秘義務を踏まえた教職員との情報共有の在り方
- (6) ＳＣ等の職務執行の在り方、職務執行ガイドラインの策定（職務執行マニュアル等の作成）

5 勤務条件

ＳＣの勤務形態は原則として次のとおりとし、配置校の実情等に応じて勤務する。

- (1) 1回あたり7.5時間以内 週1回 年間35週 年間238時間
- (2) 1回あたり7.5時間以内 週1回 年間35週 年間200時間（小規模等の小学校・全日制高等学校）
- (3) 1回あたり7.5時間以内 週1回 年間35週 年間155時間（定時制高等学校）
- (4) 1回あたり4時間 週1回 年間52週 年間208時間（オンライン相談）